

合同会社辻義塾行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年3月1日~令和13年2月28日までの5年間

2. 内容

目標1. 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男子従業員・・・取得率を50%以上にする

女子従業員・・・取得率を90%以上にする

<対策>

○令和8年3月～ 男性従業員についても育児休業が取得できることを周知するために、管理監督者を対象とした研修会を実施

○令和8年6月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2. 産前産後休暇、育児休業、育児休業後の利用できる制度、給与、賞与、出産で給付されるものや社会保険の負担等、産休、育児休業期間中の不安解消を図るためのサポート相談窓口の設置
また、出産される方を対象とした説明会の実施

<対策>

○令和8年3月～ サポート相談窓口の設置

○令和8年6月～ 出産される方を対象とした説明会の実施

目標3 産前産後休暇、育児休業及び妊娠・出産、育児・介護休業等のハラスメント防止対策として、全従業員を対象としたアンケート意識調査、管理監督者、主任研修等を実施する。

<対策>

○令和8年3月～ 産前産後休暇、育児休業及び妊娠・出産、育児・介護休業等のハラスメント防止対策としたアンケート実施し、現状の把握

○令和8年6月～ 各種研修会で妊娠・出産、育児・介護休業等のハラスメント防止対策の周知